

長野県フットボールリーグ運営要綱

1. 名 称

本会を長野県フットボールリーグ(以下、「リーグ」という)と称する。

2. 目 的

リーグ加盟チームは、相互の切磋により長野県サッカーの水準向上を期し、併せて北信越リーグに加入しうるチームの育成を目的とする。

3. 所 在 地

このリーグの所在地を運営委員長宅におく。

4. 構成とチーム数

1) 1部8チーム、2部12チームを原則とする。

2) 各部の入替え

(1) 1部下位チームは2部と2部下位チームは地区決勝大会上位チームと入替わる。

(2) 入替えは、1部最下位は2部優勝チームと入替え、2部下位2チームは地区リーグへ自動降格とする。ただし、1部への昇格は成績に加え、チームの運営能力を加味し役員会での決定をもって昇格を認める。

(3) 北信越リーグへの昇格または北信越リーグからの降格が発生した場合は、役員会において入替え方法を協議する。

3) 学生主体のチームの加入を認めるが、その数は2チームまでとする。

この場合、学生主体のチームとは

(ア) 大学生、専門学校生、高校生などで構成されたチーム

(イ) 大学生、専門学校生、高校生などが6名以上登録されたチームをいう。

5. チーム資格

1) リーグ加盟チームは、一般社団法人長野県サッカー協会(以下、「県協会」という)の承認を受け、リーグ運営を円滑に遂行する能力を有すること。

2) 役員会の決定した日程に従って、競技を継続的に行う能力を有すること。

3) 資格について疑義が提出されたときは、総務担当が調査し、役員会で審議決定する。

4) 運営母体を同一とするチームのリーグへの参加は1チームに限るものとする。

5) 前項1)から4)について、リーグ運営能力の無いと認められるチームは、運営委員会で審議し、リーグ加盟を認めない。

6. 選 手 資 格

1) 公益法人日本サッカー協会(以下、「日本協会」という)第1種登録加盟チームの選手で併せてリーグに登録済みであること。

2) 外国協会籍であった選手を登録する際は、国際サッカー連盟(FIFA)の定める規約に従い、日本協会の承認を得ること。

但し、サッカーを職業としない選手であっては、所定の手続きにより日本協会の承認を得るものとする。

3) 外国国籍選手の登録は5名までとし、試合開始のメンバー提出時に登録できる人数は、交代予定者を含めて3名までとし、競技中は3名が出場できる。

4) 資格について疑義が提出されたときは、総務担当が調査し、役員会で審議決定する。

7. 役 員

このリーグに次の役員をおく。

(1) 運営委員長	1名	(5) リーグ審判長	1名
(2) 運営副委員長	1名	(6) 評議員	5名以内
(3) 総務委員(総務・規律・記録)	3名	(7) チーム運営委員	チーム各1名
(4) 会計委員	1名	(8) 会計監査	1名

8. 役員を選出

- 1) 前条第1項の役員は、運営委員会において選出する。
- 2) 前条第1項の役員を選出は、前条第1項第1号から第4号の委員と、第7号及び第8号の委員の代表各2名並びに県協会社会人連盟理事長からなる選考委員会において候補者を選考し、運営委員会に提案するものとする。
- 3) 評議員は、県協会社会人連盟の推薦による。
- 4) 運営・規律委員は、リーグを構成する各チームの選出による。
- 5) 会計監査は、他の役員を兼ねることができない。

9. 役員の職務

- 1) 運営委員長は、リーグを代表し、会務を総括するとともに、最終決定権を有する。
- 2) 運営副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けた時は、その職務を代行する。
- 3) 総務委員の内総務担当は、リーグの庶務及び渉外並びに試合日程の立案、チーム及び選手の資格審査並びに調査を担当する。
- 4) 総務委員の内規律担当は、チーム及び選手の懲罰に関する事項を担当する。
- 5) 総務委員の内記録担当は、リーグの結果を集計し配信する。
- 6) 会計委員は、リーグの会計事務を担当する。
- 7) リーグ審判長は、リーグ戦の審判割及び審判の講習、育成を担当する。
- 8) 評議員及びチーム運営委員は、リーグの事業の執行並びに調査を担当する。
- 9) 会計監査は、リーグの業務並びに会計を監査する。

10. 役員の任期

- 1) 役員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 2) 役員に欠員が生じた場合は、「8. 役員を選出」に基づき補充することができる。
この場合において、補充された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

11. 会議の種類

このリーグの会議は、運営委員会及び役員会並びに規律委員会をする。

12. 会議の構成

- 1) 運営委員会は、「7. 役員」に定める役員全員をもって構成する。
- 2) 役員会は、正副運営委員長、総務委員、会計委員及びリーグ審判長をもって構成する。
- 3) 規律委員会は、正副運営委員長、総務委員、リーグ審判長をもって構成する。

13. 権能

- 1) 運営委員会は、次の事項を議決する。
 - (1) 事業計画及び収支予算に関すること
 - (2) 事業報告及び収支決算に関すること
 - (3) 要綱の制定改廃に関すること。
 - (4) 役員を選任及び解任に関すること。
 - (5) チーム及び選手の資格に関すること。
 - (6) その他、リーグの運営に関わる重要事項に関すること
- 2) 役員会は次の事項を議決する。
 - (1) 運営委員会に付議する事項に関すること。
 - (2) 運営委員会の議決した事項の執行に関すること。
 - (3) その他運営委員会の議決を要しない事項の執行に関すること。
- 3) 規律委員会は、次の事項を議決する。
 - (1) チーム及び選手の懲罰に関すること。

14. 招集

運営委員会及び役員会並びに規律委員会は運営委員長が招集する。

15. 議 長

運営委員会及び役員会並びに規律委員会の議長は、運営委員長がこれにあたる。

16. 定 足 数

運営委員会及び役員会並びに規律委員会の定足数は、それぞれ役員現在数の2分の1以上とする。

17. 議 決

運営委員会及び役員会並びに規律委員会の議決は、出席役員の過半数をもって決する。なお、可否同数のときは、議長がこれを決する。

18. 会 計

- 1) リーグの会計年度は、2月1日から翌年の1月31日までとする。
- 2) リーグの運営費は、会費、寄付金及びその他の収入をもって支弁する。
- 3) 加盟チームは、運営委員会で定めた会費を4月30日までに納入しなければならない。
- 4) 新規加盟チームは、加盟初年度に入会金として5万円を会費と合わせて納入しなければならない。なお、入会金は返却せず、リーグ再加盟の場合は、入会金は徴収しない。

19. 登 録

- 1) 加盟チームは、「5. チーム資格」に規定されたチームで、次の各号の条件を具備しなければならない。
 - (1) リーグ開催のための競技場を確保できること。
 - (2) チーム帯同審判員(県協会登録3級以上)を登録すること。
 - (3) チーム帯同審判員の資格と人数は、3級以上の有資格者が2名以上とし、最低6名登録とすること。
- 2) 登録は毎年3月31日をもって行い、翌年3月31日まで有効とする。
- 3) 選手の追加登録は、県協会・北信越・日本協会並びにリーグ所定の用紙をもって行う。
- 4) 選手の追加登録の期限は毎週火曜日とし、申請後直近の試合から出場を認める。
但し、第7節終了以降、地域・種別を問わず、当該チーム以外のチームに登録された選手の移籍追加登録及び出場は認めない。
- 5) リーグ登録後から、リーグ第1節開始日前日までの選手の追加登録については、日本協会への登録済を前提として、総務への報告で可とし、追加登録手続きは不要とする。
- 6) 追加・抹消登録申請書(リーグ用)は総務に1部送付すること。
- 7) ユニフォームは、パンフレットに基づき、正・副4着を登録常備し、ホームチームは正のユニフォームを着用する。着用するユニフォームに関する事項は、日本協会の定める競技規則及びユニフォーム規程に順ずるものとする。

20. 移 籍

- 1) 選手の移籍は、日本協会選手移籍規定に従うものとする。
- 2) 移籍申請書は、所定様式にて行う。

21. 組合せ及び日程

- 1) 組合せ及び日程は、役員会において決定する。
- 2) 決定された組合せ及び日程は、県協会社会人連盟等で決定される大会等日程の関係で一部変更されることもある。
- 3) リーグ戦は原則、毎年4月の第1日曜日から9月最終日曜日までの間に実施する。

22. 審 判

- 1) 各チーム3級以上の審判委員1名をおき、リーグ審判長と協力してリーグ戦の審判割及び自チームに割り当てられた審判の遂行の責任を負う。
- 2) リーグ戦の審判は、別に定める日程表の割当てに従い、「19. 登録1)-(2)」により登録された審判員により行う。但し、同一会場一試合の場合は、この限りでない。
- 3) インストラクター、インスペクターは、リーグ審判長の推薦により選任する。

- 4) 主審は、2級または3級審判員の資格を有する者が行う。
- 5) 主審は試合終了後、審判報告書を作成し、運営責任者に提出する。
- 6) 第4の審判を置き、本部審判席にいるものとする。
- 7) 副審及び第4の審判は、3級以上の審判員で行うことが望ましい。
- 8) 審判員の経費は、運営委員会の決定に基づき支出する。

23. 試合

- 1) フィールド
原則として芝のフィールドとし、ピッチは105m×68mが望ましい。
- 2) 形式
1部、2部とも各チーム1回戦総当たり方式で行い、1部は成績によって上位下位に区分し、4チーム総当たり戦を行う。
- 3) 時間
試合は、前半45分、後半45分計90分とし、インターバルは15分とする。
- 4) 選手登録
1試合の選手エントリーは選手証を携帯した20名までとし、前後半問わず5名の交代を認める。交代予定者9名をマッチミーティング時に、メンバー表に記入し提出する。ベンチに入れる人数は、登録された役員を含め、最大で25名とする。
但し、1部のエクストラゲームにおいては、1試合の選手エントリーは選手証を携帯した18名までとし、3名の交代を認める。交代予定者7名をマッチミーティング時に、メンバー表に記入し提出する。
- 5) 順位
勝者に3点、引き分けに1点、敗者に0点が与えられる。
但し、勝点合計が同一の場合は以下の順位により決定する。
 - (1) 全試合のゴールディファレンス（得点－失点）
 - (2) 当該チームの対戦成績
 - (3) 全試合の総得点
 - (4) 上記により決定しない場合は、別途決定戦を行う。
但し、上位リーグ又は地区リーグとの入替えに関する順位のみとする。
 - (5) 試合を没収されたチーム、あるいは棄権したチームの処遇は役員会の裁定による。
- 6) 使用球
リーグ指定の公認球を使用し、試合には、ホームチームが試合球を2ヶ用意する。
- 7) 1部優勝チームは、北信越リーグ決勝大会（北信越チャレンジリーグ）、準優勝チームは、北信越チャレンジトーナメントへ出場する権利と義務を得る。
- 8) ベンチは、本部をはさみ、ピッチに向かって左側をホームチームとし、右側をビジターチームとする。

24. 入替戦

入替戦を実施する場合は、1部と2部の試合は2回戦とする。入替戦の決定は、順位の決定に準じる。同点の場合は、入替えを行わない。

25. 試合運営

- 1) 各チームに競技委員1名をおき、運営委員会で決定した割当てに従い、同一会場全試合の運営を担当する。なお、運営にあたる際、競技委員を識別する為、リーグ規定の上着を着用すること。また、競技委員は、当該運営における一切の責任を負うものとする。
- 2) マッチミーティング
 - (1) 試合開始40分前に、マッチミーティングを行う。
但し、1部エクストラゲームは、試合開始60分前に行うこととする。
 - (2) マッチミーティングは、競技委員、審判員、チーム代表者で行う。
 - (3) マッチミーティングでは、ユニフォームの決定及び試合実施の細部について打合せを行うこととし、各チームは、登録ユニフォーム正副4着及びメンバー表3部、選手証を持参する。

3) 試合記録

競技委員は、所定用紙に試合記録を2部作成し、その内1部(正)を総務担当に提出する。

4) 競技委員報告書

競技委員は、競技委員報告書を作成し、総務担当へ提出する。

5) 競技委員は、試合終了後、直ちにその会場の試合記録、競技委員報告書及び審判報告

書を総務担当にFAX若しくは書類を画像データ化してメールにて送信するとともに、試合結果を運営委員長に報告し、原本は試合翌日までに総務担当へ送付する。

26. 表彰

1) チーム表彰

- (1) 優勝・・・・・・・・・・賞状・優勝杯
- (2) 準優勝・・・・・・・・・・賞状
- (3) 第3位・・・・・・・・・・賞状
- (4) フェアプレー賞・・・・・・・・・・記念品

2) 個人表彰

- (1) 最優秀選手(優勝チーム監督推薦)・・・・・・・・賞状・記念品
- (2) 得点王・・・・・・・・賞状・記念品
- (3) ベストイレブン・・・・・・・・記念品

27. 罰則

1) 棄権

運営委員長が調査し、故意と認めた場合は運営委員会に諮り、リーグから除籍する。
不可抗力と認めた場合は、再試合を行う。この場合の経費は、当該チームの負担とする。

2) 没収試合

没収されたチームの勝点は0点とし、没収時点で相手チームの得点に2点を加える。
その後の処置については、役員会の決定による。

3) 警告

リーグ戦において警告が3回になった選手は、次の1試合の出場を自動的に停止する。

4) 退場

リーグ戦において退場を命ぜられた選手は、次の1試合の出場を停止することとし、
最終節で退場となった選手は、翌年のリーグ第1節の出場を停止する。退場選手のその
後の処置については、審判報告書並びに規律担当の調査に基づき規律委員会で決定する。

5) 運営要綱の不履行

運営要綱の不履行が生じた場合は、運営委員会の決定に従うものとする。

6) その他、懲罰事項は全て規律委員会で決定する。

28. 附則

平成 9年12月第1土曜日	全面改正
平成10年12月 5日	一部改正
平成12年 2月27日	一部改正
平成15年 3月 2日	一部改正
平成18年12月17日	一部改正
平成20年 3月23日	一部改正
平成26年 4月13日	一部改正